



東京海上日動リスクコンサルティング（株）
危機管理グループ
セイフティコンサルタント 雪吉 新治

今・行政の担当者が危ない

2007年4月17日午後7時50分ごろ、現職の長崎市長がJR長崎駅前にある選挙事務所前の歩道で、短銃を持って待ち伏せしていた男に背後から数発撃たれ、その後、搬送された病院で死亡した。容疑者は暴力団幹部で現場で逮捕された。犯行動機は、現時点では市とのトラブルでの市の対応に、一方的に不満を募らせた結果、凶行に及んだ可能性が高いと報じられている。

最近、行政機関に言い掛かりをつけ、公共工事への参入や金銭を要求する行為や、行政に不満を持つものの短絡的な加害行為で、行政の対応窓口の担当者や関係議員、首長等が被害にあうケースが増加している。以下、行政を対象とした暴力の実態と警察の取り組み等を確認しながら、このような暴力にいかに対処するかの方角性について所見を述べたい。

1. 行政を対象とした暴力の実態

過去の行政を対象とした暴力事件の主なものとしては、次のようなものがある。

- ①1990年1月 右翼団体の構成員が当時の長崎市長を背後から銃撃し、同市長は重傷を負った。犯行動機は、同市長が天皇の戦争責任に関する議会での答弁に対するものであったと言われている。
- ②1996年10月 産業廃棄物処理場の建設に反対していた岐阜県御嵩町長が、自宅マンションに戻ったところを、待ち伏せていた二人組の男に棒のようなもので殴られた。当時、町内の産業廃棄物処分場の建設をめぐり、町長が建設の凍結を県に求めていることから、事件との関連が取りざたされている。（現在でも容疑者が特定されていない）
- ③1997年9月 埼玉県比企郡嵐山町の町議員が、2人組の男に金属バットののようなもので両手足を殴られ、全治2週間のけがを負った。同町議は、町内で浮上している場外馬券売場の誘致に反対し、署名集めなどをしていたことから、県警はこの誘致問題をめぐるトラブルが背景にあるのではないかとみて、現在でも捜査を続けている。
- ④2001年10月 栃木県鹿沼市環境対策部の幹部職員が、産業廃棄物運搬業者らに逆恨みされ拉致・殺害された。検察側は公判で、11年間に渡る市と業者のなれ合い体質を指摘したが、関係者は口をつぐみ、真相はいまだに明らかになっていない。
- ⑤2005年5月 生活保護の相談をめぐるトラブルで、長崎市高島町の高島行政センターの職員が刺殺された。

⑥2006年4月 愛知県大府市役所庁舎の爆破を予告したとして、威力業務妨害の現行犯で容疑者が逮捕された。容疑者は「生活保護の申請をしたが断られたので電話をかけた」と容疑を認めているという。この事件は行政担当者等個人に対する暴力ではないが、同様の事件として上げられる。またこのような爆破・爆破予告は過去多数存在する。

このように、行政を対象とした暴力事件は、これまで何度も繰り返されている。警察庁が、2005年に中央省庁の出先機関を対象に行った行政対象暴力についてのアンケート（回答 3790 機関、回答率 88.4%）では、831 機関が過去に不当要求を受け、内 71.5%に上る 594 機関が、2004 年からの 1 年間に不当要求を受けたとの結果が出ている。

このような状況に対し、不当要求に対応するための条例や、要綱を策定する自治体が増え、昨年末で全自治体の 95.6%が条例や要綱を策定している。例えば、滋賀県近江八幡市は 2001 年 7 月、全国で初めて不当要求を防止する「コンプライアンス条例」を導入した。全職員は不当要求を受けた際、まず上司に報告する。その後、庁内に常駐する県警 OB らの判断で、部長、課長級で構成する「不当要求対策委員会」や、弁護士などで構成する「コンプライアンス委員会」で処置法が検討されるという。同市によると、条例には抑止効果があり、不当要求件数は激減したとしている。

2. 今回の事件に対する警察の対応

警察庁は今回の事件に関連し、行政機関等での対応が委縮する可能性を懸念し、4 月 18 日の全国警察の暴力団情報担当官会議で、行政に対する反社会的勢力の動向の把握や情報の収集の強化などを指示した。また、各警察本部に対し、行政関係者と暴力団とのトラブルについて情報収集を徹底するとともに「不安を受け止めるきめ細かい対応と保護対策をとるように」と指示した。

しかし、行政を対象とした暴力は、暴力団による組織犯罪だけではない、一個人の恨みや精神的に不安定なものの犯行も考えられ、その手段も刃物によるもの、拳銃によるもの、爆発物によるもの等多岐に渡っている。今後は行政を対象とした暴力を考える場合、暴力団による組織暴力だけでなく、いろいろの視点からその防止について考える必要がある。

3. マニュアル対応に限界か？

長崎市では、県警の意向を受け、2004 年 4 月に暴力団などの不当な要求・行為に対し、「不当要求行為等対応マニュアル」を作った。また、同市では、2005 年 5 月にも、市民福祉課の男性主査が生活保護の受給相談に来た男に、胸などを刃物で刺されて死亡する事件が起き、生活保護業務の安全管理マニュアルを作っている。

マニュアルには、危険発生時の警察への通報、職員の役割分担、暴言や暴力行為など、相談者の態度に合わせた職員の対応手順を定めた。また、面接室のドアはカーテンに代え、テーブルも大きめにして相談者との距離を保つなど、施設面の改善も進めたという。しかし、今回の事件が発生し、市幹部は、「これまで二つのマニュアルを作ったが、今回のように役所の外でいきなり襲われたら、どうしたらいいかわからない」と発言している。

確かに、マニュアルを作っても、それで全て解決するとする考え方は、危険であり間違っていると言える。マニュアルは、あくまでも原則を記述しているのであって、マニュアルだけではことは解決しない。特に、マニュアルの前提条件と違う状況になった場合や、マニュアルに記述していない状況になった場合、マニュアルだけに頼っていては事態に対応できない。また、マニュアルは判断の基準は記述してあるが、状況を判断するツールではない。更に、マニュアルを整備し

たからといって、その手順が状況に応じて、スラスラとできるものでもない。これらのことを考えた場合、「せっかく金をかけてマニュアルを作成したのに、何も役に立たなかった」ということにならないためには、いかにすればよいのであろうか。

基本的には、マニュアルは、将棋で言えば定石であり、日常において、事態が発生した場合どの様に対処するかを考えた、腹案を整理したものと考えるのが適当である。一番いけないことは、マニュアルを作ったことにより安心してしまい、事態が発生した時にマニュアルを開けば全てができることと錯覚してしまうことである。そうならないためには、日頃から幾度となくマニュアルを紐解き、実際にやってみてあるいはイメージしてみて、その内容を体得させることが大切である。また、訓練で検証し不具合を逐次直していく努力を惜しまないことが重要である。

このようなことを実施すれば、事態が発生しても、マニュアルに頼ることなく体で物事が実施でき、判断事項についても、マニュアル事項を基準として状況に応じたその場での最適の判断が即座にできるようになる。

4. 行政を対象とした暴力に対する体制整備の方向性

以上のことを踏まえながら、行政を対象とした暴力に対する体制整備の方向性について整理する。

① 早期に兆候をつかむ。

行政を対象とした暴力の発生を未然に防ぐためには、その発生の可能性を、初期の段階で把握しておくことが大切である。

その方策として、必要な情報を一元的に収集・整理し、関連部署へ配布して職員に徹底する、「情報収集・処理体制」を整備することが望ましい。その為には、一例として以下の項目について整備する。

(A) コンプライアンス関係

内部通報組織、通報のやり方、通報者の利益保護体制を整備する。

(B) 報告体制

誰に何を報告すべきなのかの明示、報告受領者の権限と責任等

(C) 調達関係業務における応札等の状況調査

調達に伴うトラブル発生の予兆はないか

② 組織的な対応

物事を一部署や一個人で処理することなく、組織が一丸となって対応することが必要である。その為にならして以下のことを整備することが望ましい。

(A) 専門部署の設置（危機管理室の活用）

脅迫文、脅迫電話等の情報や庁内の市民対応窓口の担当者からの情報、関係機関からの情報等を一元管理するための組織を整備する。

組織の整備に当たっては、現行の組織を有効に活用する。特に各自治体に整備されている危機管理部門に担当を指名し実施させる。

(B) 情報の初期の判断

行政を対象とした暴力の発生の可能性がある情報の初期の段階での判断は、大切かつ困難で、経験のある権限を持った者が実施できるよう整備する。

(C) 対策委員会開設基準の明確化

対策委員会設置基準を明確にするとともに、対策委員会の設定の決定者に、判断に必要な情報が漏れなく迅速的確に到達できるようにしておく。

(D) 庁内の連携、関係部署への連絡調整

庁内の連携、関係部署への連絡調整要領について明確にしておく。

(E) 情報の共有化

- 関係部署の全ての人間に、必要な情報が行き渡るようにしておく。
- (F) 情報の透明性の保持
調達関係のやり方、情報公開要領等の整備

③ 部外機関等との連携

行政を対象とした暴力に適切に対処するためには、警察、弁護士会を含めた組織的な対応が欠かせない。その為、専門部署に以下の業務を実施させる。

- (A) 対策に関する関係機関等との連絡・調整
- (B) 日常の情報交換
- (C) 予防の段階での調査依頼
- (D) 威嚇効果（警察の立会・市役所等への巡察・首長等の身辺護衛）の發揮

④ 施設・装備・レイアウト等の整備

市役所等の施設等について、次の着意を持って見直す必要がある。

- (A) 首長等の官舎に機械警備システムの導入
- (B) 首長等に送られて来る郵便物等の開封対処場所、対処要領の整備
- (C) 脅迫電話等の情報収集（録音装置等）
- (D) 来客等の対応場所・導線・対応要領
- (E) 首長等の安全確保の観点から入り口から首長室等への導線の検討
- (F) 市民対応窓口とその他の部署との導線
- (G) 首長・窓口担当者等の避難経路等の確認・検討

⑤ 教育訓練

マニュアルに限界があるのではなく、作っただけで安心してしまうことに問題がある。その為、次のことについて留意することが望ましい。

- (A) マニュアルは事件が発生してから読むものではなく、平素から確認し、事態が発生した場合は、体でできるようにすることが大切で、セミナー等によりマニュアル記載事項を教育する必要がある。
- (B) マニュアルに書いてあることと、それができるとは違うということを理解させ、基本的事項ができる段階から応用的な事案に対処できる段階まで、段階的に訓練を実施する。また、シミュレーション訓練等の実働訓練は、事態を想像し、頭の中でどのようにするべきかについて、思い描くことができることから、極めて有効な手段である。
- (C) 教育に当たっては、犯罪事例の活用、職員の教育、講習会、研究会の充実強化、情報共有（危険の事前予測、過去の事例・教訓等の周知、対処要領の教育等）等を図る。特に、窓口担当者には、どんな些細な情報も躊躇なく報告させるよう、どの様なことに注意しなければならないかについて教育する。

5. 最後に

以上、行政を対象とした暴力に、いかに対処するかについて述べてきた。基本的に予兆の段階で危険を察知し、官民を含めて組織的にそれに対処することが、被害を最小限にするポイントであり、その様になるため組織を見直し再構築することが大切である。

最後に、公共のために尽くされ志半ばで命を落とされた、伊藤一長元長崎市長のご冥福をお祈りします。

以 上

(第 123 号 2007 年 4 月発行)